

発行：ブリス社労士事務所 URL <http://www.bliss-net.jp>
〒231-0011 横浜市中区太田町 2-23 横浜メディア・ビジネスセンター6F-A
TEL 045-534-4802 FAX 045-534-4805 E-mail info@bliss-net.jp

注目ピックス ● 「職場におけるメンタルヘルス対策検討会」の報告書を公表

9月7日に、厚生労働省から、「職場におけるメンタルヘルス対策検討会」で決められた内容の報告書が公表されました。これによって来年度からの健康診断が少し変わります。概要をまとめましたので、是非、お読み下さい。

メンタルヘルス対策の基本的な方針

- ・労働者のプライバシーが保護されること
- ・事業者にとって容易に導入でき、また、労働者にとって安心して参加できること
- ・労働者が、健康の保持に必要な措置を超えて、人事、処遇等で不利益を被らないこと
- ・必要な場合には専門家につなぐことができること、職場においてメンタルヘルス不調の正しい知識の普及が図られること等



具体的な枠組み

1. 一般定期健康診断に併せて医師が労働者のストレスに関連する症状・不調を確認、必要と認められるものについて医師による面接を受けられるしくみの導入

一般定期健康診断の実施に併せて、**ストレスに起因する身体的・心理的な症状・不調などについて医師が確認**し、医師が必要と認める場合には、労働者が医師の面接を受けられるようにしてください。

2. 医師は労働者のストレスに関連する症状・不調の状況、面接の要否等について事業者には通知しない

個人情報の保護の観点から、労働者のストレスに関連する症状・不調の状況及び面接の要否等については**事業者には伝わらないように**してください。

3. 医師による面接の結果、必要な場合には労働者の同意を得て事業者には意見を提出

面接を行った医師は、労働者のストレスの状況などから必要と認める場合には、**労働者の同意を得た上で**、事業者に対し時間外労働の制限、作業の転換等について意見を述べるようにしてください。

4. 健康保持に必要な措置を超えて人事・処遇等において不利益な取扱いを行ってはならない

事業者は医師の意見を考慮して、時間外労働の制限等の措置を講じる場合、「医師の意見の具体的内容によるものとする」「労働者の了解を得るための話し合いを実施すること」「医師の意見の内容を労働者に明示すること」に留意してください。また、**事業者は健康確保に必要な措置を超えた不利益な取扱いを行ってはけません。**

これによって、一般定期健康診断のしくみは変更されることはありません。来年度からは、一般定期健康診断の実施にあわせて「食欲がない」「よく眠れない」「ゆううつだ」「イライラしている」などのストレスに関連する自覚症状、他覚症状の有無を医師が確認できるようにする必要があるということです。不安な点、よく分からない点がございましたら、当事務所までお気軽にご相談下さい。

トピックス

厚生年金保険の保険料が引き上げられます

厚生年金保険の保険料率が、15.704%から 0.354%引き上げられ、16.058%となります。今回、改定された厚生年金保険の保険料率は「平成 22 年 9 月分（同年 10 月納付分）から平成 23 年 8 月分（同年 9 月納付分）まで」の保険料を計算する際の基礎となります。なお、健康保険の保険料率（全国健康保険協会管掌健康保険の都道府県単位保険料率）と児童手当拠出金の率については、9 月からの改定はありません。

標準報酬			報酬月額			保険料額	
等級	月額	日額				全額	折半額
						16.058%	8.029%
1	98,000	3,270	~	101,000		15,736.84	7,868.42
2	104,000	3,470	101,000	~	107,000	16,700.32	8,350.16
3	110,000	3,670	107,000	~	114,000	17,663.80	8,831.90
4	118,000	3,930	114,000	~	122,000	18,948.44	9,474.22
5	126,000	4,200	122,000	~	130,000	20,233.08	10,116.54
6	134,000	4,470	130,000	~	138,000	21,517.72	10,758.86
7	142,000	4,730	138,000	~	146,000	22,802.36	11,401.18
8	150,000	5,000	146,000	~	155,000	24,087.00	12,043.50
9	160,000	5,330	155,000	~	165,000	25,692.80	12,846.40
10	170,000	5,670	165,000	~	175,000	27,298.60	13,649.30
11	180,000	6,000	175,000	~	185,000	28,904.40	14,452.20
12	190,000	6,330	185,000	~	195,000	30,510.20	15,255.10
13	200,000	6,670	195,000	~	210,000	32,116.00	16,058.00
14	220,000	7,330	210,000	~	230,000	35,327.60	17,663.80
15	240,000	8,000	230,000	~	250,000	38,539.20	19,269.60
16	260,000	8,670	250,000	~	270,000	41,750.80	20,875.40
17	280,000	9,330	270,000	~	290,000	44,962.40	22,481.20
18	300,000	10,000	290,000	~	310,000	48,174.00	24,087.00
19	320,000	10,670	310,000	~	330,000	51,385.60	25,692.80
20	340,000	11,330	330,000	~	350,000	54,597.20	27,298.60
21	360,000	12,000	350,000	~	370,000	57,808.80	28,904.40
22	380,000	12,670	370,000	~	395,000	61,020.40	30,510.20
23	410,000	13,670	395,000	~	425,000	65,837.80	32,918.90
24	440,000	14,670	425,000	~	455,000	70,655.20	35,327.60
25	470,000	15,670	455,000	~	485,000	75,472.60	37,736.30
26	500,000	16,670	485,000	~	515,000	80,290.00	40,145.00
27	530,000	17,670	515,000	~	545,000	85,107.40	42,553.70
28	560,000	18,670	545,000	~	575,000	89,924.80	44,962.40
29	590,000	19,670	575,000	~	605,000	94,742.20	47,371.10
30	620,000	20,670	605,000	~		99,559.60	49,779.80

お仕事カレンダー 10月



- | | |
|---|---|
| <p>10/1 ●(1日~7日)全国労働衛生週間
高年齢者雇用支援月間
◎定時決定により、9月に改定された社会保険料を10月給与から控除。</p> <p>10/10 ●一括有期事業開始届の提出(建設業)
主な対象事業:概算保険料160万円未満かつ請負金額が1億9000万円未満の工事
●9月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付</p> | <p>10/31 ●9月分健康保険・厚生年金保険料の納付
●労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の7月から9月分の労災事故について報告)
●継続・有期事業概算保険料延納額の納付(納付対象:8月~11月分)
●8月決算法人の確定申告・翌年2月決算法人の中間申告
●11月・翌年2月・5月決算法人の消費税の中間申告</p> |
|---|---|

◆あとがき◆ 暑い夏も終わり、ひと雨ごとに秋らしくなります。秋といえば、毎年9月は厚生年金保険料が改定されますが、定時決定により改定された保険料と併せて、10月支給給与から、改定後の保険料で控除しましょう。(深澤)